

大学等における修学の支援に関する法律に基づく日本学生支援機構給付奨学金奨学生
適格認定基準（同志社大学）

2020年2月20日制定

この適格認定基準は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（以下「省令」という。）に基づく日本学生支援機構給付奨学金奨学生の適格認定における学業成績の判定について定めたものである。

なお、適格認定における奨学生等の収入額及び資産額等の判定は日本学生支援機構が行う。判定の結果、省令に基づき支援の停止又は支援区分・支援金額の変更が行われることがある。

I. 適格認定（学業成績）

適格認定は年に一度、年度末に行う。なお秋学期入学者の場合は春学期末に適格認定を行う。

II. 適格認定

1. 廃止

廃止に該当する場合は、支援を打ち切る。

次の①～④のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき

① 修業年限で卒業できないことが確定したこと

② 修得した単位数の合計数が標準単位数※の5割以下であること

※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×支援対象者の在学年数

標準単位数に端数が生じた場合は切り上げる。

在学年数は1学期につき0.5として計算する（休学期間は含まない）。

③ 学修意欲が著しく低い状況にあると大学が判断した者。具体的には、当該年度に登録した科目のうち、不合格科目の割合が5割を超えている場合、学修意欲が著しく低い状況にあると判断する。ただし、判断時に卒業に必要な履修条件を満たしている場合はこの限りではない。

④ 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること

「廃止」に該当する場合※は学生の所属学部（国際教育インスティテュートに所属する学生については国際教育インスティテュート）において面談を行う。面談の結果、下記ア）に該当し、イ）に該当しない場合は、支援対象者としての認定の遡及取消となる。遡及取消となった場合、学年の初日に遡って、支援対象者としての認定の効力が失われる。

※4年次生が修業年限で卒業できないことが確定した場合、あるいは、卒業可能であるが廃止に該当する場合も含む。

ア) 学業成績が著しく不良

学修の実態が認められない状況、具体的には下記のいずれかに該当する場合をいう。

・ 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合

・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

イ) 災害、傷病、その他やむを得ない事由

本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）等、学業不振について学生等本人に帰責性がない場合をいう（学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、ここでいう「やむを得ない事由」に含まれない。）。

2. 警告

警告に該当する者については、支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する。ただし、連続して「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。

次の①～③のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（廃止の区分に該当するものを除く。）
- ② 休学期間を除いた学年における単年度のGPAが所属学部・学科の下位4分の1に属すること。なお、国際教育インスティテュートに所属する学生については、国際教育インスティテュートを母集団とする。
- ③ 学修意欲が低い状況にあると大学が判断した者（廃止の区分に該当するものを除く）。具体的には、当該年度に登録した科目のうち、不合格科目の割合が4割を超えている場合、学修意欲が低い状況にあると判断する。ただし、判断時に卒業に必要な履修条件を満たしている場合はこの限りではない。

3. 社会的養護を必要とする者の場合の取扱い

社会的養護を必要とする者で、大学における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合には、上記「②休学期間を除いた学年における単年度のGPAが所属学部・学科の下位4分の1に属すること。なお、国際教育インスティテュートに所属する学生については、国際教育インスティテュートを母集団とする。」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

4. 傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合の取扱い

「廃止」又は「警告」の区分に掲げる学業成績等に該当する場合であっても、そのことにつき、傷病・災害等により追試験を含め成績判定が不可能であった等のやむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しない。

以 上